

令和元年度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

令和2年9月

兵庫県監査委員

兵監委報第13号
令和2年9月17日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

四海達也 ⑩

しの木和良 ⑩

北野実 ⑩

藤川泰延 ⑩

令和元年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査について

令和2年8月11日付け財第1153号で審査依頼がありました令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

— 目 次 —

第 1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の手続	1
第 2 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 審査の意見	2
第 3 健全化判断比率の状況	4
1 実質赤字比率	4
2 連結実質赤字比率	5
3 実質公債費比率	6
4 将来負担比率	8
第 4 資金不足比率の状況	10

(参 考)

1 兵庫県行財政運営方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率	11
2 用語の説明	12
3 比率算定の対象となる範囲	16

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、令和元年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に兵庫県監査委員監査基準に準拠して関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が14.0%、将来負担比率が338.8%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか8会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	比 較 増 減 (△)	(参 考)	
					早期健全 化基準	財政再生 基 準
健全化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	14.0	13.8	0.2	25	35
	将 来 負 担 比 率	338.8	339.2	△0.4	400	—

区 分		令 和 元 年 度	(参 考)
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	— %	20 %
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 創 生 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	

2 審査の意見

令和元年度は、兵庫2030年の展望が目指すすこやか兵庫の実現に向けて、安全安心な基盤の確保、地域活力の創出、兵庫人材の活躍促進、交流・環流を生む五国の魅力向上、自立の基盤づくりを県政の重点施策として積極的な取組が行われた。また、頻発化する自然災害に備え、県民の安全・安心を支える社会基盤整備を計画的に推進するための取組や、新型コロナウイルス感染症対応のための医療・検査体制の充実及び県民生活の安心確保等の取組など緊急対策等にも的確な対応がなされた。

こうした取組は、行財政構造改革の成果を活かしつつ適切な行財政運営を推進するため策定した兵庫県行財政運営方針（以下「行財政運営方針」という。）のもと、選択と集中を徹底しつつ進められた。

緊急対策や選択と集中の取組等の結果、単年度（令和元年度）の実質公債費比率は、行財政運営方針の財政フレームで見込まれた単年度の比率と同率（14.9%）になっているものの、健全化判断比率として算定される実質公債費比率（前3か年（令和元年度、平成30年度及び29年度）の平均）は、前年度（13.8%）と比較すると0.2ポイント悪化している。

一方、将来負担比率については、行財政運営方針の財政フレームの見込み（338.6%）を0.2ポイント上回っているものの、前年度（339.2%）と比較すると0.4ポイント改善している。

前年度に比べ、将来負担比率は改善したものの、実質公債費比率は悪化していること等を考慮すれば、本県の財政は依然として厳しい状況にあることに変わりはない。

また、行財政運営方針の財政フレームでは、令和10年度に向けて、実質公債費比率（単年度）を18.0%未満に抑えるとともに、将来負担比率を280%程度に縮減することが目標とされている。

これらのことから、今後も引き続き、選択と集中の徹底により、県政課題に的確に対応しつつ、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な行財政運営に一層の意を用いられたい。

第3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会 計 名	令和元年度 実質収支	平成30年度 実質収支	比較増減(△)
	千円	千円	千円
一 般 会 計	25,187	670,290	△645,103
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	61,957	115,878	△53,921
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	0	0	0
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	87,144	786,168	△699,024

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は87,144千円の黒字で、前年度と比較すると、一般会計で645,103千円、県営住宅事業特別会計で53,921千円減少したため、699,024千円減少（減少率88.9%）している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業に係る特別会計の実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		令和元年度	平成30年度	比較増減(△)	
一般会計等の実質収支額		千円 87,144	千円 786,168	千円 △699,024	
公 営 事 業	国民健康保険事業特別会計	10,133,105	9,516,570	616,535	
	公 営 企 業 の 資 金 不 足 額 (△) ・ 資 金 剰 余 額	病院事業会計	3,431,624	4,040,446	△608,822
		水道用水供給事業会計	15,786,326	12,980,949	2,805,377
		工業用水道事業会計	12,443,838	12,394,800	49,038
		水源開発事業会計	170	170	0
		地域整備事業会計	0	0	0
		企業資産運用事業会計	1,616,543	3,721,222	△2,104,679
		地域創生整備事業会計	0	0	0
		流域下水道事業会計	609,131	1,557,490	△948,359
港湾整備事業特別会計	22,413	478,708	△456,295		
合 計		44,130,294	45,476,523	△1,346,229	

(注) 公営企業のうち地域整備事業会計及び地域創生整備事業会計で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は44,130,294千円の黒字で、前年度と比較すると、水道用水供給事業会計ほか2会計で実質収支額及び資金剰余額が3,470,950千円増加したものの、企業資産運用事業会計他4会計で実質収支額及び資金剰余額が4,817,179千円減少したため、1,346,229千円減少(減少率3.0%)している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
14.0%	13.8%	0.2

実質公債費比率は14.0%で、前年度の13.8%と比較して、0.2ポイント悪化している。

これは、平成28年度の14.5%が令和元年度の14.9%と置き換わったことによるものである。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

実質公債費比率 (3か年平均)	=	(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)
		— (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
		(標準財政規模)
		— (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
分 子 ①	千円 133,691,364	千円 126,270,803	千円 114,539,391	千円 135,506,555
分 母 ②	891,826,345	887,384,217	888,910,919	934,205,515
単年度の比率 (①/②)	14.9%	14.2%	12.8%	14.5%
実 質 公 債 費 比 率	令 和 元 年 度	(3か年平均) 14.0%		—
	平 成 30 年 度	—	(3か年平均) 13.8%	

(注) 単年度の比率は小数点第1位において端数調整を行ったものを記載した。

(3) 前年度との比較

単年度の実質公債費比率を前年度と比較すると、リーマンショックの影響により平成21年度の臨時財政対策債等が増加した結果、令和元年度の実質償還額が増となり、県債管理基金の積立不足に対する加算が増加したこと等のため、0.7ポイント悪化している。

(分子)

区 分		令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	千円 302,664,737	千円 291,194,447	千円 11,470,290
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	13,619,342	8,479,371	5,139,971
	準元利償還金	13,698,212	15,853,910	△2,155,698
	計	316,362,949	307,048,357	9,314,592
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特 定 財 源	15,286,839	12,374,843	2,911,996
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	167,384,746	168,402,711	△1,017,965
	計	182,671,585	180,777,554	1,894,031
分子の額		133,691,364	126,270,803	7,420,561

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
標準財政規模		千円 1,059,211,091	千円 1,055,786,928	千円 3,424,163
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	167,384,746	168,402,711	△1,017,965
分母の額		891,826,345	887,384,217	4,442,128

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
338.8%	339.2%	△0.4

将来負担比率は338.8%で、前年度の339.2%と比較して、0.4ポイント改善している。

(2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
分 子	千円 3,021,511,971	千円 3,010,267,450	千円 11,244,521
分 母	891,826,345	887,384,217	4,442,128

(3) 前年度との比較

児童・生徒数の減少に伴い教職員数が減少したこと等により、退職手当支給予定額に対する一般会計等負担見込額が減少したこと等から、将来負担比率は改善している。

(分子)

区 分		令和元年度	平成30年度	比較増減(△)	
将来負担額	地方債の現在高	千円 5,296,950,934	千円 5,273,391,514	千円 23,559,420	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	22,933,088	21,498,238	1,434,850	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	143,443,994	134,660,685	8,783,309	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	44,257	52,066	△7,809	
	退職手当負担見込額	335,771,027	345,339,310	△9,568,283	
	設立法人の負債額 等負担見込額	39,541,475	38,998,922	542,553	
	内 訳	兵庫県道路公社	6,691,960	3,369,530	3,322,430
		兵庫県土地開発公社	0	0	0
		公立大学法人 兵庫県立大学	0	0	0
		公益社団法人 兵庫みどり公社	29,396,219	29,305,294	90,925
		兵庫県住宅供給公社	1,386,432	1,590,494	△204,062
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	2,066,864	4,733,604	△2,666,740
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,838,684,775	5,813,940,735	24,744,040		
差将来引く負担額からの	充当可能基金額	434,396,093	425,225,067	9,171,026	
	特定財源見込額	191,911,776	201,722,880	△9,811,104	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	2,190,864,935	2,176,725,338	14,139,597	
	計	2,817,172,804	2,803,673,285	13,499,519	
分子の額		3,021,511,971	3,010,267,450	11,244,521	

(分母)

区 分		令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
標準財政規模		千円 1,059,211,091	千円 1,055,786,928	千円 3,424,163
標準財政規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	167,384,746	168,402,711	△1,017,965
分母の額		891,826,345	887,384,217	4,442,128

第4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会計名	令和元年度	平成30年度	比較増減(△)
病院事業会計	—	—	—
水道用水供給事業会計	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—
水源開発事業会計	—	—	—
地域整備事業会計	—	—	—
企業資産運用事業会計	—	—	—
地域創生整備事業会計	—	—	—
流域下水道事業会計	—	—	—
港湾整備事業特別会計	—	—	—

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

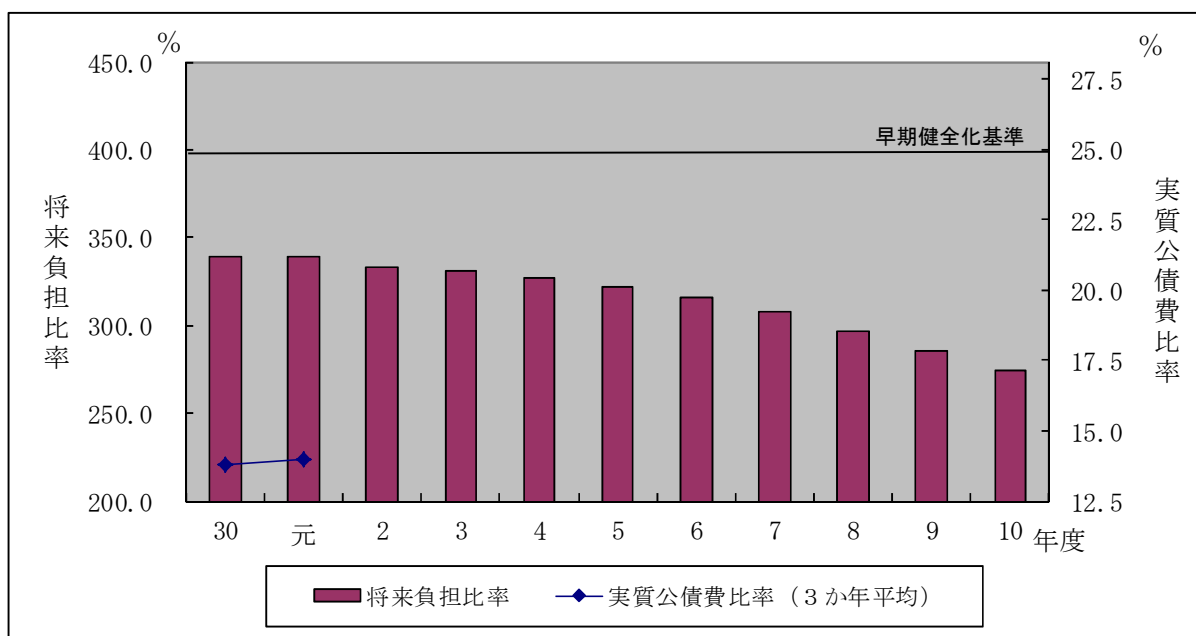
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(参 考)

1 兵庫県行財政運営方針の財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実質公債費比率 (3か年平均)	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —
実 績	13.8	14.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (単年度)	—	14.9	15.4	15.2	16.4	17.0	17.2	17.4	17.9	17.9	17.9
実 績	14.2	14.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
将 来 負 担 比 率	—	338.6	333.3	331.3	327.2	322.3	316.2	307.3	296.7	285.6	274.0
実 績	339.2	338.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 令和2年3月に改定された兵庫県行財政運営方針に基づき記載した(なお、実質公債費比率は同方針で示されている単年度のみ記載。)



(注) 平成30年度及び令和元年度は実績、2年度以降は見込みの比率とした。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

- 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

- 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

- 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

- 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることのできる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

- 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率関係

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。

○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

- ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。

(4) 将来負担比率関係

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。

○ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。

3 比率算定の対象となる範囲

